

令和7年度ニイガタコラボレーターズ（新潟県地域おこし協力隊）募集要項 （中小企業の魅力発信及び若者の職業能力開発による県内への定着促進）

1 目的

新潟県の中小企業が果たしている役割や魅力、そして職業に係る能力開発の大切さや楽しさを広く発信し、また、若者の交流イベントの企画や、地域の若者・企業・関係団体等のニーズ把握やマッチングを行い、若者の県内就職・定着や中小企業の人材確保を図る。

2 募集対象者

（1）年齢

問いません。

（2）性別

問いません。

（3）地域要件

以下の県外の転出地から転入地に生活の拠点を移し住民票を異動させる必要があります。

なお、既に転入地へ住民票を異動されている方は対象となりません。

転出地	転入地
ア 3大都市圏内の市区町村（指定都市除く）の、条件不利区域以外の区域	ア又はウの場合 上越市
イ 3大都市圏外の市区町村（指定都市除く）の、条件不利区域以外の区域	イの場合 上越市のうち、旧上越、大潟、頸城 <u>以外</u>
ウ 指定都市の条件不利区域以外の区域	

※ご自身の転出地が、どの区分に該当するかは、次の URL を参考にしてください。なお、詳細については、お住まいの自治体に確認をお願いいたします。

<地域要件確認表（総務省 HP）>

https://www.soumu.go.jp/main_content/000847999.pdf

（補足1）

3大都市圏 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部。ただし、国勢調査において、2005年から2015年の人口減少率が11%以上の市町村については、3大都市圏外とする。

条件不利区域 次の①から⑦のいずれかで公示・指定・規定される市町村。
①過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、②山村振興法
③離島振興法、④半島振興法、⑤奄美群島振興開発特別措置法
⑥小笠原諸島振興開発特別措置法、⑦沖縄振興特別措置法

（補足2）

以下のア～イのいずれかに該当する方は、上記の表に関わらず、転出地は問いません。

ア 協力隊経験者（2年以上隊員として活動し、かつ、解嘱から1年以内の方）

イ JET プログラム修了者（2年以上 JET 参加者として活動し、かつ JET プログラム終了から1年以内の方）

ウ 海外に在留し、市町村が備える住民基本台帳に登録されていない方

(4) 活動の開始時期

令和7年11月上旬を目途に活動を開始できる方(応相談)。

(5) 次のア～ウのいずれにも該当しない方

ア 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない方

イ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する方

ウ その他暴力団事務所に出入りするなどア、イのいずれかに準ずる方

(6) 次の要件をすべて満たす方

ア 地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない方

イ 心身がともに健康で、かつ、誠実に職務を遂行できる方

(7) 次の技術要件をすべて満たす方

ア 普通自動車免許を取得しており、日常的な運転に支障のない方

イ パソコンの一般的な操作(ワード・エクセル・パワーポイント、電子メール・SNS等)ができる方

(8) 歓迎する人物像

ア 任務に意欲的で、新しい環境に柔軟に対応できる方

イ 関係団体や地域住民など多様な主体とコミュニケーションを図れる方

ウ 自ら率先し、各所と調整しながら柔軟に行動し、企画等を完遂できる方

エ 企業の取材や若者との対話、SNS等での情報発信に積極的に取り組める方

オ 中小企業の魅力の掘り起こしや人づくりに興味がある方

カ 若者の進路選択や職業教育に課題を感じている方

3 活動内容

(1) 県内中小企業の取材及び記事の作成、情報発信

(2) 中学・高校生を中心とした若者に対する職業能力開発に係る理解促進・普及活動

(3) 職業能力開発ニーズの把握と開発手法の提案

(4) 県内中小企業の人材確保に係るニーズの把握及び確保の助力

(5) 若者同士の交流イベントや若者が参加する地域おこしイベントの企画・運営

(6) ウェブサービス「Note」にて活動状況の発信

4 募集人数

1名

5 受入団体等

次の受入団体から、活動拠点の提供や業務に関する助言等の支援を受けながら、活動に取り組んでいただきます。

受入団体：株式会社LIGHTSHIP（新潟県上越市西本町1丁目13番1号）

※ホームページアドレス <https://l-ship.com/>

6 活動日及び活動時間の目安

・業務委託のため、県から示された業務を推進できるよう、受入団体と調整のうえ、ご自身で管理していただきます。

・週4日、1日当たり8時間を想定しています。

・国民の祝日に関する法律に規定する休日及び、12月29日から翌年1月3日までの期間は原則休日とします。

※ただし、活動内容により時間外や休日での活動が生じた場合は、他の活動日の振替えにより調整していただきます。

・なお、兼業として、休日に受入団体の業務に従事することも可能です。

7 活動イメージ

◆ 1 日の活動イメージ

【内勤の日】

時間	内容
8:30	出勤・ミーティング、活動準備
9:00	情報収集、必要な知識の習得
12:00	昼食・休憩
13:00	活動内容の検討、取材のアポ取り、イベント等企画
15:00	記事作成、Web 投稿
17:30	帰宅

【外勤の日】

時間	内容
8:30	出勤、活動準備
9:00	企業の取材、若手就業者との対話、関係団体訪問、イベント開催
12:00	昼食・休憩
13:00	企業の取材、若手就業者との対話、関係団体訪問、イベント開催
16:30	勤務場所に戻って書類整理、後片付け
17:30	帰宅

◆ 1 週間の活動イメージ

曜日	内容
月曜日	県担当職員との定期ミーティング、週の活動予定の確認
火曜日	内勤または外勤
水曜日	内勤または外勤
木曜日	内勤または外勤
金曜日	休日
土曜日	休日（イベント等があれば、平日の活動日と振替）
日曜日	休日（イベント等があれば、平日の活動日と振替）

※休日については、受入団体と調整のうえ変更も可能です

◆ 年間活動イメージ

時期	内容
通年	○企業訪問や社長・社員へのインタビューを行い、県内中小企業等が社会に果たしている役割や魅力をSNS等で発信 ○スキルを身に付けたり、スキルアップすることなど職業能力開発の大切さや楽しさを発信 ○スキルアップしたい若者に対し、ニーズに合った職業能力開発施設等を紹介 ○中学生・高校生や子どもに対するキャリア教育・職業教育の理解促進・普及啓発活動 ○職業能力開発施設に対して、企業や若者のニーズを伝えて、訓練コースやカリキュラムの新設・改善等を促す ○企業訪問等により、県内企業がどのような人材を求めているかを聞き、ニーズに合う人材確保の手段を提案 ○若者同士が交流し地域での仲間を作るイベントの開催や、若者による地域おこし活動の仕掛けにより、若者の定住・定着を促進
1～3月	○次年度活動計画の検討・作成、関係者との調整

◆ 3年間のキャリアイメージ

時期	内容
1年目 (R7年度)	○新潟県の産業や中小企業について理解を深める ○企業や関係団体との関係を構築する ○職業能力開発に活用できる施設や制度等を知る ○若者に興味をもってもらえる情報発信手法を検討し、実施 ○若者に興味をもってもらえるイベントを検討し、関係者と協働して実施
2年目 (R8年度)	○業種別にスキルアップに向けたプログラム（職業能力開発施設の活用等）を考案し、ニーズに応じて企業や若者に提案 ○任期終了後の起業または就業に向けた準備
3年目 (R9年度)	○目的の達成に向けた独自企画の検討・実施 ○任期終了後の起業または就業に向けた準備

8 身分等

(1) 身分

地域おこし協力隊として、新潟県知事が委嘱します。

県と委託契約を締結します。（新潟県との雇用関係はありません）

(2) 委嘱期間

委嘱の日から会計年度を超えない範囲で12か月以内としますが、最長3年まで延長することを予定しています。

ただし、職務怠慢等、隊員として相応しくないと判断された場合は、委嘱期間中であっても委嘱を打ち切る場合もあります。

9 活動条件等

(1) 対象経費等

ア 報 償 費	月額 291,000 円 ※委嘱日が月の途中となる場合は、日割り計算
	上限額 1,440,000 円（年額）（120,000 円×12 月） ※委嘱日が年度途中となる場合は、日割り計算 【活動経費として対象となるもの】 ア 任期中の住居に係る費用 活動のための住宅（借間を含む）を借り受け、月額 10,000 円（税込み）を超える家賃を支払う場合に、次の区分に応じた費用を活動費から支出できます。（10,000 円以下は不可）。 ただし、親族が所有、または借り受け、居住している住宅に居住する場合は除きます。
イ 活 動 経 費	

イ 次の項目に該当する費用

○車両関係

(ア) 借上げ

項目	額
活動車両借上げ	実費（上限額：25,000 円/月）
活動車両燃料費	11 円/km×活動に要した距離

(イ) 自己所有

項目	額
活動車両燃料費	22 円/km×活動に要した距離

○その他

項目	額
傷害保険料	実費（上限額：5,000 円/月）
パソコン借上げ費	実費（上限額：22,000 円/月）

ウ その他費用（例）

- ・消耗品、消耗機材、書籍、材料等に要する経費
- ・研修受講に要する経費
- ・申請者及び参加者等の損害・賠償責任等保険料

【活動経費の対象とならないもの（例）】

- 飲食代
- 事業収入を伴う経費
- 土地、建物、車の購入費
- 高額な物品購入費
- 個人の資産となる経費
- 国民健康保険料、国民年金保険料

(2) 兼業

業務に支障が無い場合は兼業が可能です。

(3) 研修会等の実施

協力隊として活動する上で必要な心構え等や、県内で活動する市町村の地域おこし協力隊との関係構築等に関する研修会を実施します。

(4) その他のサポート

地域おこし協力隊の知見を有する者等が外部メンターとして活動をサポートする予定です。

10 応募方法

(1) 受付期限

令和7年9月1日（月）17：00

(2) 提出書類及び提出方法

提出書類	提出方法
応募用紙 (履歴書及び職務経歴書)	・様式は、新潟県知事政策局地域政策課ホームページ（以下、ホームページ）からダウンロードしてください。 ・PDF 形式にて、ホームページの応募フォームから提出してください。
誓約書	・様式は、ホームページからダウンロードしてください。 ・PDF 形式にて、ホームページの応募フォームから提出してください。
住民票（抄本）の写し (発行から 3 か月以内のもの)	・PDF 形式にて、ホームページの応募フォームから提出してください。
運転免許証の写し (両面)	・PDF 形式にて、ホームページの応募フォームから提出してください。 ※マイナンバーカードと一体化した方は、マイナ免許証読み取りアプリから、氏名等を表示した上で、印刷した PDF（PC 版）、またはダウンロードした画像（スマホ版）により、免許情報を提出してください。 <詳細はこちら（マイナ免許証読み取り専用サイト）> https://myna-menkyo-app.npa.go.jp/

11 選考方法

(1) 第一次選考（書類選考）

ア 提出書類をもとに、書類審査を行います。

イ 選考結果については、応募用紙記載のメールあてに通知します。合格者には併せて第二次選考の日時等の詳細をお知らせします。

(2) 第二次選考（面接）

ア 第一次選考合格者を対象に、意欲、コミュニケーション能力、行動力等について面接審査を、9月5日（金）または9月8日（月）にオンライン（Zoom）で行います。

日程については、第一次選考合格者に別途お知らせします。

イ 選考結果については、面接から 10 日間を目途に、応募用紙記載のメールあてに通知します。

(3) 留意事項

ア 応募に係る経費（書類輸送費、交通費等）はすべて応募者の負担となります。

イ 選考経過及び結果についての問い合わせには応じられませんので、予めご了承ください。

12 お問い合わせ

新潟県知事政策局地域政策課 三木、諸橋

TEL: 025-280-5095

FAX: 025-280-5227

E-mail: ngt000200@pref.niigata.lg.jp